

シンソエ訪問介護ステーション運営規程
《指定居宅介護事業》

有限会社シンソエ

シンソエ訪問介護ステーション

指定居宅介護事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社シンソエが設置するシンソエ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 シンソエ訪問介護ステーション
- （2）所在地 兵庫県宝塚市南口二丁目6番21号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 介護福祉士 1名（常勤職員 兼務）
介護福祉士 6名（常勤職員）

サービス提供責任者は、居宅介護・重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 38名(常勤職員 8名、登録型 30名)

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日・時間 都度相談により決めるものとする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児

(4) 精神障害者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助

① 調理

② 衣類の洗濯、補修

③ 住居等の掃除、整理整頓

④ 生活必需品の買い物

⑤ その他必要な家事

(4) 通院等の介助

(5) 前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等にかかる利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。

なお、事業所の自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道10キロメートル未満 無料

(2) 事業所から片道10キロメートル以上 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宝塚市、西宮市（但し、阪急神戸線以北）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、
管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事故の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する

4 利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情解決）

第 12 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立支援法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止のための措置）

第 13 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

（秘密の保持）

第 14 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約とする。

3 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（研修による計画的な人材育成）

第 15 条 事業者は適切な指定居宅介護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のためにその研修の機会を確保する。

（１）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

（２）継続研修 年 3 回以上

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努める。

（運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表）

第 16 条 事業所はその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 事業者は前項における評価の結果を公表するよう努める。

(暴力団等の影響排除)

第 17 条 事業所はその運営について暴力団の支配を受けない。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

2 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社シンソエと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 回改訂 平成 16 年 6 月 1 日

改訂箇所：第 6 条 4 の『(但し、視覚障害者(児)、全身性障害者(児)を除く)』を削除。

第 2 回改訂 平成 17 年 2 月 1 日

改訂箇所：第 4 条 2・3 の『職員の員数(増員)』を変更。

改訂箇所：第 5 条 1・2 の『営業日(土曜日を削除)』を変更。

改訂箇所：第 8 条の『通常の事業の実施地域(尼崎市の一部地域を追加)』を変更。

第 3 回改訂 平成 18 年 10 月 1 日

改訂箇所：障害者自立支援法に対応。

改訂箇所：重度訪問介護事業に対応。

改訂箇所：第 4 条 2・3 の『職員の員数(増員)』を変更。

第 4 回改訂 平成 19 年 9 月 1 日

改訂箇所：第 9 条実施地域変更

第 5 回改訂 令和 4 年 1 月 15 日

改定箇所：重度訪問介護事業を削除

第 6 回改訂 令和 5 年 2 月 17 日

改定箇所：事故発生の防止及び発生時の対応を修正

秘密保持について修正

研修による計画的な人材育成について修正

運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表を追加

暴力団等の影響排除を追加